

郷土博物館だより [つはく]

# 津博

TSUHAKU

2019.10 No.102

## トピックス

耐震改修工事の進捗

## 研究ノート

- ①津山藩の恩赦  
—法事の恩赦の事例から—  
梶村 明慶
- ②津山松平藩初期における  
上方商人との関わり  
東 万里子



津山郷土博物館

Tsuyama City Museum

## 耐震改修工事の進捗状況

耐震改修工事は、現在2階と1階の工事を行っています。3階と同様に展示室の壁を崩して、耐震補強用の山形の鉄骨を入れる作業を行っています。2階と1階の工事が終了すれば、耐震改修工事は完成で、いよいよ再オープンへ向けての準備が始まります。



2階研修室と展示室



1階東側通用口から事務室



1階展示室

# 津山藩の恩赦

## ―法事の恩赦の事例から―

梶村 明慶

はじめに

現在、恩赦は主に国の慶事の際多く行われています。恩赦には、有罪の言渡しを失わせ、また言渡し前の場合、公訴権を消失させる「大赦」、有罪の言渡しを受けた者に対しその効力を失わせる「特赦」、その他、「減刑」、「刑の執行の免除」及び「復権」を合せて五種類に分類され、内閣が決定をし、天皇の認証により行われることになっています。この恩赦の制度は近代になり始まった制度ではなく、近世においても幕府を始め諸藩でも、頻繁に行われていました。津山藩でも諸記録を見ると数多く行われていたことがうかがえます。

その記録の中で、よく見られるのは、歴代の藩主や、将軍家などの法要の際の供養としての恩赦です。この場合、慶事と作法が異なる場合もあり、今回は史料から見られる具体例を基に見て行きたいと思えます。

### 法事の際の恩赦

津山藩松平家時代の法事の際の恩赦については、町奉行所の編さんによる町方支配の手引書である「御家御定書」、同様に郡代所の編さんによる「御定書」を見るとその一端が分かります。その「御家御定書」の中で興味深いのは、文政七年（一八二四）のものとして、恩赦の基準を幕府の例も参考にして、どの罪以上が対象になるか、

改めて藩の上層部に確認している条文です。そこには、「在帳・無帳共永牢以上之もの、御領追払、但、御供養・御法事等之節、髪を剃、鳥目被下等之義、是迄之通」とあり、永牢以上、死罪からの減刑を含め恩赦の場合は領外へ追放となっています。しかし、その但し書きを見ると法事の際、当人の髪を剃り、鳥目（銭）を与えて追放する事が通例であったとされています。この他にも減刑の基準が並んでいます。法事の恩赦に関して触れているのはこれのみで、助命の際、髪を剃ることは、法事の恩赦の際の特徴的な作法であったようです。

### 「髪を剃り、御領追払」の作法

この髪を剃って領外へ追放する時の執行の様子を、文化三年（一八〇六）六月十三日に行われた厳恭院（六代藩主康父<sup>やすはる</sup>）の一周忌の法事の際の恩赦について、町奉行日記から具体的に確認してみます。

この法事の際、恩赦の対象となったのは千切屋勘兵衛という人物でした。罪状は「度々直し切手」（米切手の偽造）です。この罪により死罪となる予定でしたが、今回の恩赦により、減刑され、領外へ追放となりました。

当日の具体的な流れを見て行きます。まず、この法事は松平家の菩提寺である泰安寺で行われました。法事終了後、その知らせが寺社を管轄する寺社取次から町奉行所へもたらされます。知らせを受けた町奉行は牢から勘兵衛を伴い、泰安寺へ出向きます。

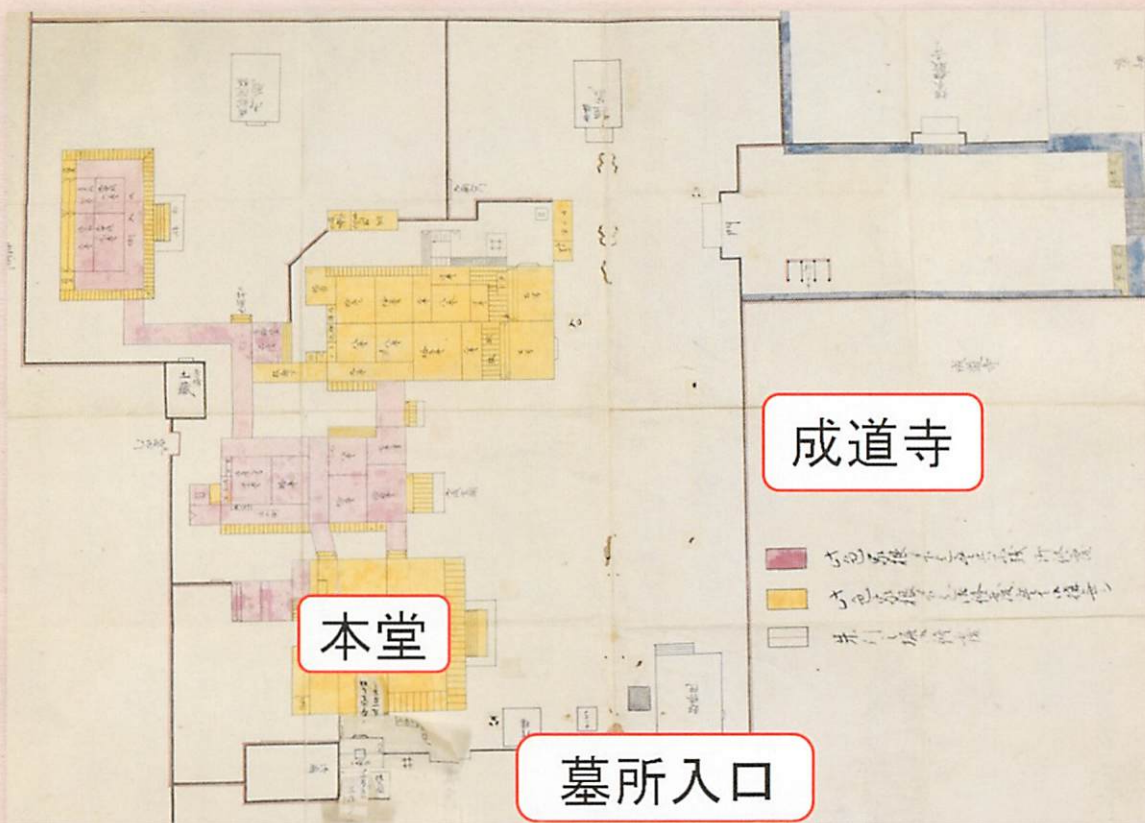
泰安寺の本堂前にはすでに筵などが敷かれ、そこに寺社取次を始め中奥目付、御徒目付、下目付、寺社下代、町奉行配下の小頭、部屋目付などが出席していました。そこへ引き出された勘兵衛に対し、

小頭より「其方儀、度々直し切手致し候始末不届至極二付、死罪ニも可被仰付候処、今般御法事御赦二付、格別之以御慈悲出牢之上髪を剃、御領分追申付候、已後立歸り於令徘徊者、可為曲事者也」と恩赦の旨が申し渡されます。その後、南の総墓所で髪を剃られ、出席者一同から確認を受けた後、当時泰安寺住職を兼ねていた隣りの成道寺に移動。その板縁にて僧侶から「香剃之式」(出家の儀式か)を受け、その日の内に当時津山藩領の境界であった皿村(津山市皿)との境から追放されています。

また、享和二年(一八〇二)十一月に地藏院で執り行われた浚明院(十代將軍家治)の十七回忌法要の際の恩赦についても同様に、助命の者は髪を剃り、僧侶より戒を授けられています。しかし、助命以外の者については、髪を剃らずそのままの体裁という扱いでした。

### おわりに

以上、法事による恩赦の一例を確認してきました。助命の者に対して、法事の恩赦の際、仏道に帰依させる形をとる点などをみても、これらの恩赦は民衆のためというよりは、為政者が慈悲を示し、供養のために徳を積む目的の方が強かったのではないかと思われまます。また、この行為は当時一般的であったのか、それとも津山藩独自の作法であったのかについては、幕府や他藩の事例などの調査が必要で、今後の課題です。いずれにせよ、恩赦を受けた本人が恩義を感じ改心するかどうかは別の話であったようで、文化四年(一八〇七)の町奉行日記には、捕えた坊主姿の盗賊を調べてみると、六年前に恩赦によって髪を剃り領外追放になった男であったなどという記録も残っています。



泰安寺の絵図 (年不詳)

# 津山松平藩初期における 上方商人との関わり

東 万里子

## はじめに

津山松平藩の財政は当初から窮迫していたことが知られています。『津山市史』第四巻 近世Ⅱによると、元禄十一年（一六九八）江戸柳原邸が類焼、江戸鍛冶橋屋敷は初代藩主宣富の治世に三回も類焼しました。この類焼による江戸屋敷の建築費などが藩財政に大きな打撃を与え、元禄十三年、宝永元年（一七〇四）、享保三年（一七一八）に寸志上納米など家臣からの借り上げが行われたとされています。このような借り上げ以外にも、津山藩は上方から借金をしていました。

享保十三年には京都の河井十右衛門と大坂の上田三郎左衛門へ御紋御羽織が下されています。京都の河井は正徳二年（一七一二）七月二十五日に二百人扶持を、大坂の上田は享保十一年に百人扶持（1）を与えられていました。享保十一年当時、津山の大年寄が十人扶持であることと比べると、その存在の大きさがうかがわれます。本稿では、この二人と津山藩の関わりを中心にまとめてみます。

## 京都 河井十右衛門

宣富が初めて帰国した元禄十五年の閏八月五日、大坂御蔵元中島忠右衛門・河井十右衛門名代井筒屋清兵衛・廣野三郎兵衛名代井筒屋七右衛門がお目見えをはたしました（以下、特に注記がないものはすべて国元日記による）。宝永元年九月二十四日には、勘定の仕事を京都でしていた田中才兵衛が、京都御蔵元三人と一緒に津山に帰っていることがわかり、二十九日には蔵元である河井他二人がお目見えを仰せつけられています。

宝永二年十一月に江戸屋敷が類焼すると、十二月廿八日には「京都河井十右衛門儀、江戸御屋敷御類焼につき御入用金の義、仰せ遣わされ候ところ、早速お請けに及び候旨」とあり、河井が類焼の入

用金を用意したことがわかります。

この河井十右衛門という人物は、代々十右衛門を名乗っていると考えられ、宝暦・明和頃には和歌山藩でも調達御用をしていたことがわかっています<sup>(2)</sup>。

## 京都で資金調達

この時期、京都の河井は、江戸屋敷類焼の入用金以外にも、迅速に津山藩の要求に応じています。宝永四年十月、幕府が藩札の使用を禁止したため、銀札引き替えの御用金が急遽必要になりました。十一月十四日には、田中才兵衛から、御用金は河井重（十）右衛門より差し出すとの知らせが入り、二十九日に田中才兵衛から千両が送られました。

同じ年の十月には南海トラフ地震と考えられている巨大地震が発生、その四十九日後には富士山の大噴火が起こります。被災地の救済措置の一つとして、幕府は全国から一律に復興資金を徴収すべく、宝永五年閏一月に諸国高役金を賦課しました<sup>(3)</sup>。閏一月十五日、津山に伝えられたその内容は、高百石につき金二両ずつ上納するといふもので、村々から取り立てては時間がかかるので、領主を立て替えて三月までに江戸の御金蔵へ納めなさい、というものでした。当時十萬石だった津山藩は二千両を三月までに調達しなければなりません。勘定奉行だった山田兵太夫は早速京都へ出立します。二月九日に到着、十一日には京都にいた田中才兵衛と一緒に河井十右衛門宅を訪れ、十三日には二千両を三月中に江戸へ送る算段が整いました。翌月には京都大火により河井十右衛門宅が類焼するという災難が起きましたが、二千両は無事三月十六日に江戸へ送られました。

京都で勘定の仕事をしてきた田中才兵衛という人物は、これらの御用金以外にも資金繰りに奔走していました。同年中に浅草御蔵火の番に関する御用金を江戸へ送り、春渡しの給金については国元へ送っています。当時、京都の河井が蔵元であったこと、後に大坂蔵屋敷の名代となる深江屋も、宝永二年に「京都御用達町人」として現れること

などもあわせて考えると、宝永頃は勘定に関して、京都も重要な位置を占めていたと考えられます。

### 大坂 上田三郎左衛門

一方、大坂商人の上田については、元禄十六年六月に元御蔵元上田三左衛門が津山に来たという記事がありますが、宝永・正徳頃の国元日記中に大きな動きを見つけられていません。

その後、享保元年に江戸屋敷が類焼したとき、大坂蔵屋敷に駆けつけて資金調達を申し出ています。上田から借り入れを行ったのかどうかはわかりませんが、上田が積極的に大名に貸付をしようとしていることが読み取れます。

上田三郎左衛門は、享保の飢饉で名を売り、やがて幕府の御蔵米を輸送する廻船問屋となった人物で<sup>(4)</sup>、享保初期には萩藩の大坂御用達の中心として多くの借銀を調達していました<sup>(5)</sup>。上田の屋敷は、現在の府立中之島図書館の西にあったとされています。元禄から享保頃の津山藩の大坂蔵屋敷も中之島図書館の西にあったと考えられ、この点でのつながりも想像できます。

### おわりに

津山松平藩初期の国元日記に登場する上方商人のうち、河井と上田にスポットを当て、紹介しました。宝永頃、急に資金が必要となった場合、京都の商人を頼っていたことがわかりました。津山に来る前は越後にいた松平家にとって、公家との姻戚関係などもある京都の方が、大坂よりも人脈が多かったのかもしれない。松平家が津山へ来る前の分限帳と考えられる「松平越後守三位中将光長家中并知行役」<sup>(6)</sup>には、「大津米払役」や京都の役人についての記載はありますが、大坂の役人については見当たりません。

今回採り上げた時期は、金融面における京都商人の衰微、大坂商人の興隆という現象が起こったといわれる時期と重なります<sup>(7)</sup>。このような事情も背景にあり、津山藩にとって大坂商人の存在がより大きなものとなっていったと考えられます。

また、上方の蔵元について、元禄十五年には大坂御蔵元中島忠右衛門とあり、元禄十六年には元御蔵元上田三左衛門とあり、宝永頃は京都御蔵元河井十右衛門となっているなど、変動があったことがわかります。河井十右衛門は、正徳二年七月二十五日に御蔵元を辞退し、その後は御手前蔵となり、享保十一年には御蔵元出来とあります。このような動きは藩財政の逼迫と関係するのかもしれませんが、さらに享保十三年の院庄南村の免定<sup>(8)</sup>には、「上方借之借替元」という項目があり、上方の借金が村に与えた影響も気になります。より詳細な分析が今後の課題です。

### 註

- (1) 「享保十一年津山藩分限帳」(『津山温知会誌』第五編)
- (2) 賀川隆行『近世大名金融史の研究』(吉川弘文館 平成八年)
- (3) 倉地克直『江戸の災害史』(中公新書 平成二十八年)
- (4) 野高宏之『中之島の御大尽 上田三郎左右衛門』(『編纂所だより』第31号 大阪市史編纂所 平成二十年)
- (5) 田中誠二『萩藩中期藩財政の研究』(『やまぐち学の構築』6 山口大学研究推進体「やまぐち学」構築プロジェクト 平成二十二年)
- (6) 愛山文庫D15
- (7) 『新修大阪市史』第三卷
- (8) 江川家文書



博物館だより「つはく」  
No.102 令和元年10月1日



【編集・発行】 津山郷土博物館

〒708-0022 岡山県津山市山下92  
Tel (0868) 22-4567 Fax (0868) 23-9874  
E-mail tsu-haku@tvf.ne.jp

【印刷】 有限会社 二葉印刷

### 休館中のご案内

#### 【資料閲覧】

閲覧可能日：月曜日～金曜日（要予約）  
（祝日・年末年始は除く）の午前9時～午後5時

#### 【頒布資料について】

当館発行の頒布資料につきましては、原則郵便にて受け付けます。詳細はお問合せください。